

## 平成22年度第7回住居表示整備審議会

### ◇日時

平成22年12月10日（金） 午後2時00分～3時45分

### ◇開催場所

小平市役所 3階 庁議室

### ◇出席者

住居表示整備審議会 委員14名（日向委員、佐藤委員、富永委員欠席）

事務局 市民生活部 職員5名

傍聴者 3名

### ◇会次第

- ・開会
- ・審議
- ・その他
- ・閉会

### ◇会議録（要録）

以下の要録は、事務局により要旨を編集したものですので、微妙なニュアンス等が表現されておりませんので、ご了承ください。

#### 1. 報告事項

##### （1）住民説明会における質疑等

事務局より以下のとおり報告。

#### 《大沼町二丁目》

日時 11月28日（日） 10時～11時30分

会場：大沼地域センター

出席者：5名

#### 【町名に関して】

- ・ 大沼町二丁目という町名は変えずに、街区、住居番号だけが変わるのか。  
→市の案はない。2町丁から7町丁になるため変更はある。審議会においても特定の名称は出ていない。
- ・ 大沼南町、北町、西町といった名称は考えられるか。

→あり得る。意見を出してほしい。

- ・ 大沼田新田と呼んでいたときの中心がどこであったとか、歴史的経緯について知りたい。  
→名前の由来はわからないが200年ほど前、新田開発エリアのひとつとして、大沼田新田という村があり、いくつかの村が合わさって小平村になった。昭和37年の市制施行のときに大沼田新田の範囲が広がったために、東京街道で二つに分け、飛び地も整理した。町名は大沼田新田から取った。
- ・ 例として、一丁目～七丁目というのが出されたが、7丁目は多いように感じる。ルールはどのようになっているか。  
→住居表示実施基準では5丁目くらいとなっている。全国的には8丁目くらいのところもある。
- ・ 子ども会では地域で認知された名称を使っているが、それらを市では把握しているか。  
→把握していない。
- ・ 子ども会の名称を調べて審議会に報告してはどうか。  
→審議会に意見として伝える。
- ・ 変更がないほうがありがたいが、変更するなら少しだけ変えるのではなく、大きく変えたほうが混乱や不公平感がない。
- ・ 大沼町一～七丁目では混乱するので、東西南北をつけるのが良い。
- ・ 歴史的経緯をふまえて、大沼町の核となる地域は町名を残し、それ以外の地域は混同を避けるためにもまったく新しい町名とするのが良い。
- ・ できるだけ、多くの人の意見を聞いた方がいい。旧来の地名を残してほしいという意見は必ずあるため、無視してはならない。

#### 【町区域に関して】

特になし

#### 【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 町名検討の手続きはどのようになるのか。  
→説明会での意見は事務局から審議会に報告する。アンケートなどもふまえ、審議会で総合的に判断してもらうことになる。
- ・ 町名に関する審議会はもう開催されたのか。  
→11月5日に開催された。
- ・ 審議会ではどのような審議がなされたのか。  
→審議には旧字名などの参考資料を出した。市の原案は出していない。
- ・ 町名が決まるのはいつ頃か。  
→答申が23年の2、3月ごろ出て、平成23年の5、6月頃と考える。

#### 【住居表示の仕組み】

- ・ 新たに開発が入るなど道路ができると、街区も変更となるのか。  
→一度住居表示を実施して、再度住所を変更することはしない。

#### 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 住所変更が発生すると思うが手続きなどはどうなるか。  
→ 1ヶ月前に通知する。順次住所変更してもらう。  
市役所の台帳は市で書き換える。預金口座の住所変更は窓口へ行ってもらう。不動産登記の所在地番は市で手続きする。登記簿の所有者住所欄は特に急がない。相続などのときに合わせて手続きする方法もある。登録免許税、実施証明書は無料である。運転免許証は警察署で書き換えをお願いしたい。

#### 【説明会の実施に関して】

- ・ 自治会長宛に通知しないのか。  
→ 今回の説明会は市報、ホームページで周知した。説明会開催に向けては自治会長宛に通知したい。
- ・ 23年2、3月に答申が出るということだが、それで町名がほぼ決定されるということか。年明けの説明会で自治会長に通知するということが遅いのではないか。
- ・ 今回の説明会の中で、自治会長にも通知すべきである。  
→ 自治会長へ周知する。

#### 【その他】

- ・ 自治会の変更もあると思うがどうか。  
→ 住居表示の実施に伴って自治会の範囲が変わることはない。名称の変更が必要な場合は各自治会の判断で変更してほしい。

#### 《大沼町一丁目》

日時：11月28日（日）14時～15時30分

会場：大沼公民館

出席者：3名

#### 【町名に関して】

- ・ 大沼町という町名は変更になるのか。  
→ 町名に関しては白紙である。新町名は従来の町名に準拠、住民の意向を尊重するようにとの答申をもらっている。
- ・ 一丁目は3分割すると説明があったが、それぞれ、違う町名になることもあるのか。  
→ もともと、同じ大沼町なので、統一感のある町名が望ましい。
- ・ 大沼北町〇〇丁目、大沼南町〇〇丁目という可能性はあるか。  
→ あり得る。一丁目～七丁目もあり得るが、大沼町には地番による住所が2桁の場所があり、新住居表示による別の場所が重なってしまうことで、混乱が生じるおそれがある。

#### 【町区域に関して】

- ・ 六中通りから東側は大沼町から切り離されるのか。

→その通り。

- ・ 大沼町の西端はどの通りになるか。

→変更ない。

#### 【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 住民の意見はどのように取り入れるか。

→アンケート調査を考えている。何度も住民の意見を聞いて実施したい。

#### 【住居表示の仕組み】

- ・ 私道などで袋小路になっている場合どうなるか。

→公道私道の区別なく基礎番号を割り振り、住居番号を決定する。

#### 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 不動産の登記はどのようになるか。

→町名の変更に関しては市で行う。所有者住所欄は都合に合わせて変更してほしい。

#### 【説明会の実施に関して】

特になし

#### 【その他】

- ・ 住民も高齢化が進んでいる。防災面などを考えても早期に実施してもらいたい。

→救急車が現場をわからなかったとの声も聞く。予定通り実施したい。

- ・ 住居表示が実施されると学区は変更になるか。

→学区、選挙区ともに変更ない。

- ・ 現在の住所で枝番がなく、困っている。

→住居表示が実施されると問題は解消する。

#### 《天神町一丁目》

日時：12月4日（土）10時～11時30分

会場：天神地域センター

出席者：9名

#### 【町名に関して】

- ・ 天神通りより東側の地域は例えば天神町三丁目などになるのか。

→町名については白紙である。審議会で審議中である。

- ・ 全く新しい町名ではなく、天神町か花小金井どちらかの名前を選択するのが良い。

→事務局としての原案はない。10月5日付けの答申では新町名の基準として、従来の町名に準拠し、地域住民の意向、歴史的経緯、地理的な位置関係に配慮することが示されている。

- ・ 新町名は従来の町名に準拠するとあったが、二つの町が合併するところはどうに決めるのか。

→地域住民の意見をふまえ、総合的に決定したい。

- ・ 市としての案はあるか。  
→全くの白紙である。
- ・ 天神町一丁目と花小金井六丁目と一緒に区域は地番が変わるのか。  
→地番は変わらないが町名が変わる。
- ・ 町名が変わることに反対する署名を出しているが、無視して住居表示を進めようとしているのではないか。  
→説明不足があったかもしれないが、住居表示は住民の利便性を高めるものであり、市としては推進していく考えである。
- ・ 天神町が花小金井になるのは反対である。
- ・ 天神町を残してほしい。
- ・ 花小金井六丁目も天神町一丁目もどちらも歴史がある。どちらか昔からある町名になればいいと思う。全く新しい町名や一字ずつとったようなものでなければよい。

#### 【住居表示の仕組み】

- ・ 花小金井六丁目と天神町一丁目の町境が企業の敷地であることの何が問題なのか。  
→企業の敷地は恒久的なものではない。したがって、道路などに町境を変更する必要がある。
- ・ 街区の中で、奥まった家の住居番号の付け方はどのようにするのか  
→家屋は必ず道路に面して作られる。突き当たり道路の場合にも基礎番号を設定し、住居番号を決定する。開発などで後から道路ができた場合は枝番号で対応する。

#### 【町区域に関して】

- ・ 天神地域センターから七小通りにかけては直線になっていない。将来的に町の境界の変更はあるか。  
→変更はない。

#### 【住居表示実施の手続き等について】

- ・ 今まで二つ以上の町区域をひとつの町にしたことはあるか。  
→はじめてのケースである。
- ・ 花小金井六丁目の住居表示は今回で3回目であるが何らかの意図があるか。  
→住居表示の進捗率を高めようとしたためであると思う。
- ・ 答申が出たら決定したということになるのか。  
→町割りに関しては示したとおりで実施したいと考えている。今後、法的な手続きとしては、町の名前も含め議会にはかり議決を得なければ決定とはならない。
- ・ 審議委員はどのように決めたのか。  
→市長が住居表示整備にかかる審議に当たり、ふさわしい人物として選任した。
- ・ 住民が反対署名を出しているのに、どうして住居表示を実施することになったのか。  
→住居表示そのものへの反対はなかったと認識している。町の名前への意見と早く実施するようにとの意向は受けている。町名に関しては白紙であり、是非意見を聞きたい。

- ・ 平成24年実施は動かせないのか。  
→市としては実施したいと考えている。最終的には議会の議決で決まる。
- ・ 答申が出てから最終的に議会にかけるリミットはいつか。  
→おおむね議会の3ヶ月前である。

【住所変更の手続きに関して】

- ・ 住居表示実施証明書はかなりの枚数が必要になると思うが、コピーでも大丈夫か。  
→無料で必要枚数出す。コピーで大丈夫かどうかは確認する。

【説明会の実施に関して】

- ・ 説明会で出された意見は審議会に反映されるのか。  
→意見については、すべて審議会へ報告している。
- ・ 今後の説明会の予定はどのようなものか。  
→町名に関して審議会から示されれば説明会を実施する。また、パンフレット等の作成も考えている。

【その他】

- ・ 自治会はどうなるのか。  
→今までどおり変更ない。
- ・ 住所の表し方が二通りあるというのは理解しがたい。
- ・ 地番は何のためにあるのか  
→地番は土地の所在を示すものであり、住居表示は建物を示すものである。
- ・ 登記簿の所在地番と所有者住所が異なるのはおかしい。  
→所在地番と住居表示とは独立したものである。
- ・ 町名変更の場合、登記簿の町名はどうなるのか。  
→市と法務局で変更する。所有者住所は必要に応じて変えてもらいたい。

《天神町二丁目》

日時：12月4日（土）14時～15時00分

会場：天神地域センター

出席者：1名

【町名について】

- ・ 天神町という名前がいい。

【住居表示の仕組み】

- ・ 特になし

【町区域に関して】

- ・ 特になし

【住居表示の実施手続きについて】

- ・ 住居表示実施は市の決定に従う。

#### 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 登記はすぐに変更しなければならないか。  
→売買、相続などのときに一緒にやると良い。
- ・ 金融機関等の住所変更も自分でやらなければならないか。  
→期限はないがやってほしい。国民健康保険の保険証も住居表示決定後、市役所、出張所で変更手続きしてほしい。
- ・ 住所変更の手続きが煩雑である。

#### 【説明会の実施に関して】

- ・ 特になし

#### 【その他】

- ・ 特になし

#### 《花小金井五丁目》

日時：12月5日（日）10時～11時30分

会場：花小金井北公民館

出席者：10名

#### 【町名に関して】

- ・ 町の名称はどうなるか。  
→町名に関しては白紙であり、市としての原案はない。答申では従来の町名に準拠し、地域住民の意向、歴史的経緯、地理的な位置関係を勘案して決定することが原則とされている。
- ・ 花小金井五丁目を望む。全く新しい町名には違和感がある。（同様7件）
- ・ 最低でも花小金井は残してほしい。
- ・ 七・八・九丁目というのは、あまり馴染みがないが可能か。  
→住居表示実施基準では4、5丁目となっているが、他市では事例がある。目安と考えてほしい。

#### 【住居表示の仕組み】

特になし

#### 【町区域に関して】

- ・ 新しい町区域を設定するにあたり、面積についてはどうか。  
→住居表示実施基準に当てはまっている。
- ・ 昭和病院周辺も花小金井五丁目になるのか。  
→同じ町区域となる。
- ・ 東久留米市が小平市に大きく食い込んでいることのいきさつは何か。  
→不明である。

#### 【住居表示の実施手続き等について】

- ・ 住居表示実施のデメリットはあるか。  
→住所変更のわずらわしさがある。
- ・ アンケート実施についてはどのように考えているか。  
→検討中である。
- ・ 審議会の答申により町区域が決定し、町名はこれからという理解でよいか。  
→答申に基づいて、町区域については進めていきたいと考えている。町名を含め最終的には議会での議決をもって決定となる。

#### 【住所変更の手続きに関して】

- ・ 高齢者がインターネットを使うのは難しいため、手続き等の案内をマニュアル化するなど、しっかりフォローしてほしい。

#### 【説明会の実施に関して】

- ・ 説明会に出席していない住民の意見はどうくみ上げるか。  
→住居表示のパンフレットを全戸配布することを考えている。年明けにも説明会を実施するので、さまざま方法で周知したい。

#### 【その他】

- ・ 花小金井五丁目は野中通りより東側が住居表示されている。今回の該当区域は花小金井五丁目として住居表示を実施するのか。  
→当初、花小金井五丁目の住居表示はすべて実施する予定であったが、企業のグラウンドがあり、また、大沼町との町境が土地の筆界であったことなどにより、今回の地域は実施を見送ってきた。
- ・ 町区域の変更に伴い、学区域の変更はあるのか。  
→学区、選挙区、自治会等の変更は伴わない。

#### 《花小金井六丁目》

日時：12月5日（日）14時～15時30分

会場：東部市民センター

出席者：40名

#### 【町名に関して】

- ・ 前回の説明会で多くの住民が町名変更反対し、署名が出ているにもかかわらず、何故このような説明会を開催するのか。  
→町名に関しては白紙のままであり、答申では従来の町名に準拠し、住民の意向、歴史的背景、地理的な位置関係を総合的に勘案し決定することを原則とするとなっている。今後、町名に関しては、公募、アンケートなどをふまえ、審議会で審議される。
- ・ 二つの区域が合併してできる新しい町区域について、花小金井六丁目や天神町一丁目という名称は使えないものと思うがどうか。  
→町名に関しては、基準が示されただけで、白紙である。既存の町名を使用するのは、



町の規模、街区数などの問題があり難しいが、絶対的なものではない。

- ・ 新しい町区域の名称は、①花小金井六丁目になる、②天神町一丁目になる、③まったく新しい町名になる、の3つの選択肢があり、市としては③が妥当と考えているということか。

→町名に関しては白紙である。あくまでも例であるが、花小金井天神町というのもあり得る。

- ・ 平成18年に現在の町名のまま住居表示を実施するよう署名を出している。それに対する市の捉え方はどうか。

→無視しているということはないが、回答を出せるという状況ではない。それをふまえて審議会の中で審議してもらっている。

- ・ 市報に出ている答申では、新設される町区域の名称に関する基準として「住民などの意向」となっており、そこに抜け道を作っているのではないか。

- ・ 公募をやっても結果的には市が考える町名にしてしまうのではないか。

- ・ 町名に関する諮問には具体的な案のようなものが付されているか。

→市の原案はない。審議会では町名に関する基準に基づいて審議されている。

- ・ 市の原案として、花小金井天神町という名称を出そうとしているのか。

→市としての原案はない。説明会で出された意見を審議会へ報告したい。

- ・ 花小金井六丁目という名称を要望する。

- ・ 丁目にはこだわらないが、花小金井という名前は存続してほしい。

#### 【住居表示の仕組み】

特になし

#### 【町区域に関して】

- ・ 町区域の変更は決定事項か。

→まだ、案の状態である。

- ・ 町区域に関する答申が出て、今後の流れはどうなるのか。

→市の原案を作成している段階であり、最終的には議会の議決で決定する。

- ・ 三菱の土地が町境で何が問題なのか。

→企業の敷地は恒久的なものではない。したがって、町境を変更する必要がある。

- ・ 花小金井六丁目の実施地域が線路をはさんでいる不合理があるにもかかわらず、住居表示の考え方を通すのか。

- ・ 西武線をまたいでいる花小金井六丁目を二分するということがあるか。

→すでに実施済みの地域を変更することはない。

- ・ 現状の町割りのまま、花小金井六丁目の住居表示を実施してほしい。

#### 【住居表示の実施手続き等について】

- ・ 住民のほぼ全員が花小金井がいいといえば通るのか。

→花小金井という町名への要望は受け止めている。それを無視した名称をつけるという

ことはない。現、天神町一丁目の住民も相当数いることから総合的に判断したい。

- ・ 審議会には住民の意見は反映されるのか。  
→説明会等で出された意見は、すべて審議会に報告している。
- ・ 議会の議決で決定されるというが、素案は市が作るということである。住民の意見をしっかりと受け止めてほしい。  
→素案は確かに事務局が作るというところはあるが、住民の意向は十分にふまえて決定する。市が独断で決めるということはない。

#### 【住所変更の手続きに関して】

特になし

#### 【説明会の実施に関して】

- ・ 天神町の住人の意見はどうであったか。  
→天神通りより東側の住民かどうかは定かではないが、どちらかの町名をとってもかまわないといった意見があった。天神町という名前を残してほしいという意見もあった。
- ・ 説明会はこれで最後か。  
→1月以降についても開催する。

#### 【その他】

- ・ 審議会の進捗状況を知ることはできるか。  
→ホームページ、本庁、東西出張所で閲覧が可能である。
- ・ 消防、郵便などわかりやすくなるということだが、いままでどのような効果があったか。  
→今まで実施した地域では苦情はない。線路をはさんだ飛び地の地域などは救急車や宅配便などが住所がわからないとも聞く。実施するとこれらが解消される。

#### (2) 市議会の動き

事務局より報告（以下省略）

#### (3) 今後の説明会の日程等

事務局より報告（以下省略）

## 2. 審議

#### 【委員】

花小金井六丁目において反対の署名が出ているとのことであるが、何人くらいが反対しているのか。

#### 【事務局】

平成18年2月15日に住居表示の実施に関する要望書が出された。署名者数は329名である。内容は町名変更に反対、花小金井六丁目として住居表示の早期実施である。

#### 【委員】

説明会の時間の長短があるようだが、住民の声をどれだけ聞いているか。参加人数によ

るものか。

花小金井五丁目の町区域は東久留米市境で分けるべきとの地元の意見がある。当初、野中通りの西側も花小金井五丁目として住居表示を実施するという話だったと聞く。花小金井五丁目に関しては町の区割りを柔軟に考えることはできないか。

説明会の案内が自治会長へ届いたのが実施間際だった。次回からはもっと早く案内すべきである。また、全住民が自治会へ入会しているわけではないので、周知方法を工夫すべきである。

固定資産の所有者にも必ず連絡してほしい。

#### 【事務局】

説明会の時間の長短は参加人数によるものである。

花小金井五丁目の区割りについては住居表示実施基準により一定規模以上になる必要がある。東久留米市との行政境で区切った場合、非常に小さな町になってしまう。適切な道路で区切るということになると六中通りとなる。

自治会長への案内については次回早めに周知したい。また、自治会へ入会していない住民への周知については、市報、パンフレットの各戸配布などの方法をとりたい。

不動産登記簿の住所は住所変更が多々行われており確認が難しい。課税資料は地方税法、個人情報保護条例により目的外使用できない。今後広い範囲で説明会を実施し、なるべく所有者についても知らしめるように努めたい。

#### 【委員】

野中通りより西側の住人からすれば、東側の次に花小金井五丁目として住居表示されるはずだったが、今回急に内容の違う町区域の変更が示された。

#### 【事務局】

説明不足があったのかもしれないが、平成2年に市街地区域の議決を得たのは六中通りまでである。当時から大沼町一丁目と一緒に六中通りを町境とすることは予定されていたことである。

#### 【委員】

12月に行った説明会と1、2月に行う説明会とでは意味合いの違いはどうか。1回目の目標達成状況や2回目の改善点はどうか。

また、2回目はもっと時間をとり、全員に発言を求めるとか、一定の方向性を見出すような会にはできないか。

東久留米市のいきさつや町名の由来などの質問に対して答えきれていないように思う。

#### 【事務局】

12月も1月の説明会も10月5日付答申を広く案内し、意見を聞こうというもの。1月の説明会が下旬からになっているのは、年末年始を挟んでいるためであり、内容の区別は考えていない。目標の達成状況と改善点はというと、周知が行渡らず出席者が少なかったということがあり、1月の説明会では改善したい。

また、説明会の進め方として、ある程度、参加している住民の希望がはっきりした時点で次のステップへと進めるという方法も考えられる。

町名の由来等については十分に下調べをしてから説明会に臨みたい。

【委員】

町名が「大沼町」までなのか「大沼町一丁目」までなのかが、しっかりと伝わっていない。わかりやすく説明すべきである。

住居表示に関する法律が施行され、江戸時代から続く地名が味気のない地名に変わってしまった。町名に対する住民の愛着は重要な要素であり、地域の名前を大事にしていくという点をもっとアピールしたら良かった。

【事務局】

町名に関しては混乱を招かないよう説明していきたい。

1月の説明会では旧来からの町名等についての資料を工夫して臨みたい。

【委員】

花小金井六丁目の説明会の参加人数が突出しているが、その理由は何か。

【事務局】

町名に関して関心の高い人が多いことによると思う。

【委員】

説明会への参加者数が少ない。新町名の公募に関するスケジュールはどうか。

【事務局】

公募にするかアンケートにするか検討中である。1月～2月には方向性を出したい。

【委員】

住居表示実施後に問題が生じる。登記簿謄本取得の際に住民が変更について把握できるか。

【委員】

境界の部分が一番の問題である。花小金井に愛着ある住民をどのように説得するか。

【事務局】

住居表示に法的強制力はない。住民の理解が得られなければ実施できない制度である。実施後は住みやすい町になるということを根気強く説得したい。

【会長】

住民の声として、現状、何の問題もないから住居表示をする必要がないという意見があるが、それは郵便や消防が努力しているということを理解してもらいたい。住居表示そのものに対する反対意見はない。町名の具体案をどのように生み出すか。

【委員】

住居表示はスケジュールどおりやってほしい。説明会での意見は一部の意見なので、多数の意見も聞いたほうがいい。

【委員】

1回目と2回目の説明会で同じ質問が出たら同じ回答をするのか。1回目に出た質問を整理して説明してほしい。

法的な強制力はないと住民の前では言わないほうが良い。

【事務局】

できるだけ、意見が収斂されていくような方法を検討する。説明会以外の方法も考えた。行政の立場で、まちづくりの視点から必要なことであると説明していきたい。

【委員】

花小金井五丁目と大沼町の問題。団体生命グラウンドの跡地が住宅になったところを境とし、東側を花小金井五丁目、西側を大沼町として住居表示を実施してほしいとの住民の要望がある。町の区割りについて再考する必要があるのではないか。

【会長】

審議会としては答申の内容が適当であるとしているものであり、住民には理解を求めよう努力するしかないのではないか。

【委員】

審議会の委員はどのように選ばれたのか。

【事務局】

委員の選任については、住居表示整備審議会条例第3条において、委員は17人以内で、知識経験者、住居表示実施地区を代表する者、公共団体の役員等、その他市長が認めるものとなっており、市長が選任するものである。

【副会長】

公募・アンケートについては、歴史、地域性をふまえたものが出てくることを期待したい。

【委員】

今回の答申は委員全員の総意で出したものであり、この基準に則った形で今後の議論を進めていかなければならない。2回目の答申に当たっては、この場に出た意見を集約して住民に伝え、また、住民の意見をフィードバックしていくことが必要である。具体的な町名に関しては、住民の意向を最大限に反映させるため、あらゆる方法、媒体を使ってアプローチし、審議会としての結論を出さなければならない。

住民説明会における質疑等において、「子ども会の名称を調べて審議会に報告してはどうか。→審議会に意見として伝える」というのは具体的にはどういうことか。

大沼町一・二丁目や天神町一・二丁目は答申では「好ましくない」としたが、問題をクリアすれば使えるということか。

【事務局】

子ども会の名称をひとつの示唆として発言されたと理解している。

大沼町一・二丁目や天神町一・二丁目の使用は二桁地番による混乱が危惧されるが、絶対に使えないというものではない。

**【委員】**

今度の答申に向けたスケジュールはどのようなものか。

**【事務局】**

1月・2月の説明会の実施に向けて、年明けに広く周知するためのパンフレットを配布する。住居表示の周知、意見の聴取で2月中旬くらいまでかかると思われる。

**3. その他**

次回の日程は、2月1日（火）午後2時からとする。

※2月1日の審議会は延期になりました。